

特別警報、危険警報及び気象警報発表・交通途絶等の対応について

特別警報、危険警報及び気象警報発表、交通途絶等の対応については下記のとおりです。ご確認いただき、生徒の安全確保にご協力をお願いいたします。

記

1. 対象となる事由

- (1)特別警報(大雨、土砂災害、氾濫、高潮、暴風、波浪、大雪、暴風雪)、危険警報(大雨、土砂災害、氾濫、高潮)及び気象警報(大雨、土砂災害、氾濫、高潮、暴風、波浪、大雪、暴風雪)
- (2)生徒が利用する公共交通機関の大規模な地震等の非常災害や事故等による交通途絶

2. 特別警報、危険警報及び気象警報の対象地域

- (1)伊丹市、尼崎市、西宮市、宝塚市のいずれかひとつでも発表されている →全生徒が対象になります。
- (2)生徒の居住地の市区町に発表されている →発表されている市区町に居住している生徒のみ対象になります。

3. 対応

- (1)午前7時現在、対象地域に特別警報、危険警報及び気象警報が発表されている場合は自宅待機とします。(但し、授業が午前中だけの場合は臨時休業)
- (2)午前10時までに、対象地域の警報が解除された場合は5校時の授業より行います。
- (3)午前10時現在、対象地域に特別警報、危険警報及び気象警報が継続中の場合は臨時休業とします。
なお、交通途絶の場合も原則として同様の対応とします。

4. 登校途中又は登校後の対応

- (1)登校途中で特別警報、危険警報及び気象警報等が発表された場合生徒の安全を第一に個別に対応します。
- (2)登校後、授業中に特別警報、危険警報及び気象警報等が発表された場合下校時刻を早める等の対応をとることがあります。保護者に連絡するとともにホームページ等にもアップいたしますので、併せてご確認ください。

5. その他

- (1)通学上の安全を第一に考えて、登下校が可能か慎重にご判断いただき、場合によっては登校を自主的に控えてください。
- (2)午前7時以前に自宅を出発する生徒は、出発時刻に特別警報、危険警報及び気象警報等が発表されている場合、自宅待機してください。
- (3)職業体験週間(現場実習)等の場合も上記に準じた措置をとります。
- (4)河川等の状況(防災気象情報)から判断して、休業又は下校措置をとる場合もあります。
- (5)緊急の連絡が必要な場合は、電話連絡の他、メール配信システムやホームページ等を用いて発信させていただくことがあります。